

# 令和6年度 水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請の手引き

水戸市の住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）制度は、「補助金交付要項」及び「補助金交付に関する指針」に基づき実施しています。これらの内容を基に、申請書を作成するための注意点を、申請の手引きとしてまとめましたので、ご活用ください。

問合せ先 水戸市役所 生活環境部 環境保全課 保全係  
住 所 水戸市中央 1 - 4 - 1  
本庁舎 3 階  
電 話 代表 029-224-1111（内線 2311）  
直通 029-232-9154

## 1 交付条件

補助金交付を受けることができる方は、次の条件全てを満たすことができる方です。

- 申請者もしくはその家族が所有する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置すること。店舗や事業所との併用住宅の場合は、個人の所有で、発電した電気を住居部分で使用する。
- 設置する太陽電池モジュールの最大出力が 10kW 未満であること。
- 設置した太陽光発電システムについて、電力会社と電力供給契約を結ぶこと。
- 補助金交付決定前に、設置工事に着手しないこと。（太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入する場合にあっては、交付決定後に入居すること）
- 申請年度内に実績報告書を提出し、受理されること。
- 申請年度内に太陽光発電システムを設置した住宅に居住し、住民登録をすること。
- 補助金交付を申請する者、太陽光発電システムを設置する者、太陽光発電システム設置費用を負担する者、電力供給契約者は同一の個人（申請者）であること。
- 市税（水戸市）を完納していること。

## 2 補助内容

補助金交付申請額は、太陽電池モジュールの最大出力 1kW あたり 10,000 円とし、50,000 円を上限とします。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てとします。

太陽電池モジュールの最大出力は、モジュールの公称最大出力の合計値（単位は kW）とし、小数点 2 桁未満を切り捨てた値とします。

### 補助金交付申請額の記入方法

例1 太陽電池モジュールの最大出力が2.48kWの場合  
補助金交付申請額：24,000円

例2 太陽電池モジュールの最大出力が5.21kWの場合  
補助金交付申請額：50,000円(上限額を超えた場合、補助金交付申請額は50,000円になります。)

## 3 申請の手順

交付申請書は、設置工事に着手する 2 週間前までに提出してください。※「設置工事に着手する」とは、太陽光発電システムの設置に係る工事（屋根への架台の設置等を含む）に着手した時とします。太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入する場合は、当該住宅に入居する 2 週間前までに交付申請書を提出してください。

また、設置が完了した後、速やかに実績報告書を提出してください。※「設置が完了した」とは、太陽光発電システムを設置した住宅に住民登録し、かつ電力会社による電気の購入が開始した時点とします。太陽光発電システムを現在居住している住宅に設置する場合は、電力会社による電気の購入が開始した時点とします。

#### □申請書類の書き方についての注意事項

- ① 申請書類は、黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ② 押印欄のない申請書類を訂正する場合は、訂正印による訂正はできませんので、正しい内容の申請書類と差し替えてください。また、押印欄がある様式については、訂正印を用いて訂正することができます。

※修正液・修正テープ・砂消しゴム等を使用して訂正することはできません。

#### （１）補助金交付申請

申請の受付は、予算の範囲内で先着順とし、予算額に達した時点で締め切ります。

市は交付申請書類を受理した後、審査の結果、適正であると認められる場合は、補助金交付決定通知書を送付します。審査の状況によっては、交付決定に時間がかかることがあります。

#### ■交付申請時に必要となる書類

##### ① 交付申請書

##### ② 設置するシステムの概要及び設置工事費（別紙１）

太陽光発電システムの設置工事を契約した業者に作成を依頼してください。

##### ③ 設置等の予定箇所の位置図

現地調査に使用しますので、設置場所がわかりやすく記載されたものを添付してください。

##### ④ 設置等の予定箇所の写真

設置予定の屋根の面全てが確認できる現況写真を添付してください。建築前で更地等の場合は、その状態の写真が必要です。

##### ⑤水戸市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書

水戸市税完納証明書又は市税納付状況等調査承諾書のどちらかを添付してください。市税納付状況等調査承諾書は、申請時点で住民登録している住所で記入してください。

##### ⑥ 相手方登録（新規）申請書

補助金の振り込み先となる申請者本人名義の口座を指定してください。過去に相手方登録をされている方は必要ありません。

##### ⑦ 太陽光発電システム設置についての承諾書（該当する方のみ）

設置する建物が家族所有等の場合、所有者の承諾書を提出してください。承諾書は、自署の場合、押印を省略できます。押印をする場合は、申請者とは別の印を使用してください。

#### （２）変更等申請（中止申請）

申請した太陽電池モジュールの出力数に変更が生じる等設置内容に変更がある場合は、速やかに変更等申請書を提出してください。設置内容の変更にあたっては変更内容がわかる書類をあわ

せて提出してください。

なお、設置を取り止める場合も、変更等申請書により補助事業の中止申請が必要です。

### (3) 実績報告

市は実績報告書の提出があった場合、審査（現地調査を含む）を行い、適正であると認められる場合は、補助金の交付を確定し、補助金確定通知書を送付するとともに、交付請求書に基づき、相手方登録された口座へ補助金を振り込みます。

#### ■ 実績報告時に必要となる書類

##### ① 実績報告書

##### ② 設置したシステムの概要及び設置工事費（別紙1）

太陽光発電システム設置業者に作成を依頼してください。

##### ③ 設置に要した費用の領収書の写し

宛名が申請者単名となっているもので、太陽光発電システム設置費用が含まれる旨の但し書きが明記されている領収書の写しを提出してください。

##### ④ 設置状況を示す写真

設置後の太陽電池モジュールの写真（枚数が確認可能なもの）を添付してください。

##### ⑤ 電力受給契約が確認できる書類

「接続契約のご案内」の写しを添付してください。

##### ⑥ 住民票（住民票の異動が必要な方のみ）

住所の異動があった場合のみ提出してください。住所の異動がない場合、提出は不要です。

##### ⑦ 交付請求書

交付決定通知に同封された補助金交付請求書に必要事項を記入し、提出してください。

##### ⑧ 相手方登録（変更）申請書（該当する方のみ）

住所の異動があった場合のみ提出してください。住所の異動がない場合、提出は不要です。

##### ⑨ 太陽光発電システムの設置場所と住民票の住所が同一の場所であることが確認できる書類（該当する方のみ）

交付申請書の設置場所、電力受給契約申込書の設置場所及び住民票の住所は、全て一致する必要があります。それらが異なる場合、同一の場所であることが確認できる書類を添付してください。

（例）申請時には地番で指定したが、住居表示により実際の住所は別に付番されている場合、地番と住所の関係性を示すため、「住居番号付番通知書」を添付。

補助金の申請年度内に太陽光発電システムが設置できない場合、補助金の支払いができませんので、必ず申請年度内の設置をお願いします。

なお、やむを得ない事情（災害等）で申請年度内の設置ができない場合、事前に市の担当者までご連絡ください。

# 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請の標準的な流れ

